

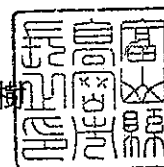
高岡市告示第 94 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 26 年 6 月 27 日

高岡市長 高橋正樹



高岡市大字「伏木万葉ふ頭」に編入する区域

高岡市伏木磯町 44 番地の地先の公有水面埋立地
